

基幹相談支援センター設置に向けた検討 (他自治体の動向) について

中核市における基幹相談支援センター設置状況（平成27年4月現在）

1 設置について

	自治体数
回答あり	36
設置している	16
設置していない	20
検討中	17
設置予定なし	3

2 設置数について

	自治体数	
1ヶ所	13	
2ヶ所	1	
3ヶ所	1	
4ヶ所以上	1	6ヶ所

3 運営形態について

	自治体数	
行政直営	3	
法人委託（単一）	4	
法人委託（複数）	8	
2	2	
3	4	
4	1	
5	0	
6	1	
その他	1	運営協議会代表と契約

4 設置場所について

同一市内で異なる2形態あるため合計17

	自治体数	
法人所有施設	5	
公共施設内	8	
市庁舎内	3	
その他	1	

5 設置形態について

同一市内で異なる2形態あるため合計17

	自治体数	
基幹センター単独	10	うち1 虐待防止センター併設
指定特定・指定一般・委託と併設	1	
指定特定・指定一般と併設	5	うち1 虐待防止センター併設 うち1 児童相談支援併設
指定特定と併設	1	

6 業務内容

	自治体数
基本相談	14
地域自立支援協議会の運営	10
相談支援専門員からの相談対応	14
地域事業所職員へのスーパーバイズ	12
地域事業所への研修会の開催	15
障害者等への研修会の開催	5
サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成	3
サービス等利用計画・障害児支援利用計画の評価	5
サービス提供事業所の個別支援計画の評価	0
個別事例の相談対応（障害者等からの相談）	14
個別事例の相談対応（地域事業所からの相談）	16
障害者虐待事例への対応	12
成年後見に関する支援	11
権利擁護に関する事業（普及・啓発等）	10
その他	7

【その他について】

- ・ 困難事例に対する考え方及びケース対応の統一化（直営）
- ・ 委託相談支援事業所に対する評価基準の作成及び客観的な指標を基とした事業所評価の実施（直営）
- ・ 補装具・日常生活用具・障害支援区分認定・支給決定（直営）
- ・ 専門ワーキング等の開催
- ・ 障害者支援施設や精神病院等への地域移行に向けた普及、啓発及び地域生活の支援の実施
- ・ 困難事例への対応
- ・ 関係者会議の開催、参加
- ・ 特別支援学校進路学習会
- ・ 特別支援学校移行支援会議
- ・ 行政との連絡会議
- ・ 虐待防止センター業務
- ・ 困難事例への対応
- ・ 事業所支援
- ・ 地域移行定着支援
- ・ ワークサポート（障がい者、雇用主）
- ・ 療育等支援
- ・ I型支援

中核市における基幹相談支援センター設置状況（平成27年4月現在）

1 行政直営

No.	自治体名	人口 (H27.4.1)	箇所 数	設置場所	職員数	常勤		非常勤		委託料	特記事項
						専従	兼務	専従	兼務		
1	宇都宮市	518,200	1	庁舎内	18	0	14	0	4	-	・基幹センター単独
2	柏市	409,447	1	庁舎内	25	20	0	1	4	-	・基幹センター単独 ・その他業務として、補装具・日常生活用具・障害支援区分認定・支給決定
3	高槻市	355,240	1	庁舎内	6	0	6	0	0	-	・基幹センター単独

(参考) 障がい者施策担当部署

職員数	常勤		非常勤		
	専従	兼務	専従	兼務	
62	37		25		臨時1
25	20		5		障害者相談支援室
43	36		7		基幹相談含む 臨時10 窓口対応のため非常勤採用

2 法人委託

(1) 単一法人委託

No.	自治体名	人口 (H27.4.1)	箇所 数	設置場所	職員数	常勤		非常勤		委託料	特記事項
						専従	兼務	専従	兼務		
1	函館市	269,628	1	法人所有施設	9	5	1	3	0	19,750	・指定特定・指定一般と併設
2	富山市	418,979	1	公共施設内	3	3	0	0	0	16,034	・指定特定と併設
3	福山市	470,944	1	公共施設内	14	12	0	2	0	67,460	・指定特定・指定一般と併設 ・障がい者虐待防止センター併設
4	下関市	268,941	1	法人所有施設	1	1	0	0	0	6,408	・指定特定・指定一般・委託相談と併設

職員数	常勤		非常勤		
	専従	兼務	専従	兼務	
34	29		5		
26	24		2		
39	35		4		再任用6
22	15		7		社協派遣1

(2) 複数法人委託

No.	自治体名	人口 (H27.4.1)	箇所 数	設置場所	職員数	常勤		非常勤		委託料	特記事項
						専従	兼務	専従	兼務		
1	旭川市	345,917	1	公共施設内	7	0	6	0	1	36,750	・基幹センター単独
2	豊橋市	377,962	1	公共施設内	7	6	0	1	0	33,238	・基幹センター単独
3	岡崎市	380,764	1	その他	8	3	4	1	0	42,720	・基幹センター単独
4	豊中市	395,974	1	公共施設内	3	3	0	0	0	15,000	・基幹センター単独
5	枚方市	406,228	3	法人所有施設	9	1	8	0	0	4,500	・指定特定・指定一般と併設
6	姫路市	532,971	1	公共施設内	3	2	10	0	0	5,935	・基幹センター単独 ・主に窓口業務を委託しており、窓口には常時3名を配置。うち2名は常勤、残りの1名分は複数事業所から曜日替わりで配置
7	西宮市	486,796	2	公共施設内／法人所有施設	12	12	0	0	0	78,533	・基幹センター単独
8	宮崎市	401,135	6	法人所有施設内	37	3	30	0	4	-	・指定特定・指定一般と併設 ・障がい児相談支援 ・その他業務 →地域移行定着支援 →ワークサポート（障がい者、雇用主） →療育等支援 →I型事業

職員数	常勤		非常勤		
	専従	兼務	専従	兼務	
44	29	0	15		臨時1
36	27		9		臨時7
24	22		2		再任用2 嘱託員9
41	28		13		臨時1
33	29		4		その他10
37	33		4		任期付3
54	39		15		
54	36		18		派遣1

(3) その他

No.	自治体名	人口 (H27.4.1)	箇所 数	設置場所	職員数	常勤		非常勤		委託料	特記事項
						専従	兼務	専従	兼務		
1	鹿児島市	604,697	1	公共施設内	5	5	0	0	0	27,495	・障がい者虐待防止センター併設 ・その他（市内の相談支援事業所運営法人で構成する運営協議会の代表人と契約）

職員数	常勤		非常勤		
	専従	兼務	専従	兼務	
38	28		10		※本庁

※ 参考

No.	自治体名	人口 (H27.4.1)	箇所 数	設置場所	職員数	常勤		非常勤		委託料	特記事項
						専従	兼務	専従	兼務		
	いわき市	324,370									・障がい福祉課 11名 ・7地区保健福祉センター CW 46名 保健師 33名

職員数	常勤		非常勤		
	専従	兼務	専従	兼務	
11	11	0	0	0	※本庁 嘱託8 臨時2

「障がい者」に係る相談支援体系における基幹相談支援センターと各相談支援事業者との関係一覧

	基幹相談支援センター	(具体例)	【委託相談支援事業者】 (一般的な相談支援)	【指定特定相談支援事業者】 (サービス等利用計画)	【指定一般相談支援事業者】 (地域移行支援・地域定着支援)	【指定障害児相談支援事業】 (障害児支援利用計画)
箇所	平成27から29年度中に1ヶ所(予定)	-	7ヶ所	18ヶ所	6ヶ所	7ヶ所
相談支援	(1) 総合的・専門的な相談支援の実施 ・障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施	・個別事例の相談(障がい者等からの) ・個別事例の相談(地域事業所から)	(1) 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) (2) 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導等) (3) 社会生活力を高めるための支援 (6) 専門機関の紹介	(1) 基本相談支援	(1) 基本相談支援	
相談支援体制への取り組み	(2) 地域の相談支援体制の強化の取組 ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言 ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援(研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等) ・地域の相談機関との連携強化の取組(連携会議の開催等) ・学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言	・相談支援専門員からの相談対応 ・地域事業所職員へのスーパーバイズ ・サービス等利用計画・障害児支援利用計画の評価 ・地域事業所への研修会開催		(2) サービス等利用計画の作成、モニタリング(個別給付)		(1) 障害児支援利用計画の作成、モニタリング(個別給付)
地域移行・地域定着への取り組み	(3) 地域移行・地域定着の促進の取組 ・障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発 ・地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート ※市が設置する協議会の運営の委託を受ける等により、地域の障害者等の支援体制の強化を図る。	・地域自立支援協議会の運営			(2) 地域移行支援計画の作成 その他指定地域移行支援に関する業務(個別給付)	
権利擁護・虐待防止	(4) 権利擁護・虐待の防止 ・成年後見制度利用支援事業の実施 ・障害者等に対する虐待を防止するための取組	・成年後見に関する支援 ・障がい者虐待事例への対応 ・権利擁護に関する事業(普及・啓発等)	(5) 権利の擁護のために必要な援助			
その他	(5) 市の実情に応じて	・困難事例への対応 ・虐待防止センター業務 等	(4) ピアカウンセリング (7) その他 ※障害支援区分調査(別途委託)		(H24から居住サポート事業について対応可)	
根拠基準等	地域生活支援事業実施要綱	←左同	←左同	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	
財源	交付税 ※下線部分は基幹相談支援センター等機能強化事業(地域生活支援事業)該当箇所	-	交付税	個別給付	個別給付	個別給付
指定等	市又は市から委託を受けた特定相談・一般相談支援事業者		市又は必要に応じ指定特定・一般相談支援事業者へ委託可	市が指定	市が指定	